

一般貨物自動車運送事業 (特別積合せ貨物運送を除く) 経営許可申請書作成の手引

一般貨物自動車運送事業の許可は、貨物自動車運送事業法第6条の許可基準並びに各地方運輸局において示している「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」(公示基準)の要件に適合していることが必要です。

許可申請書の記載事項及び添付書類は、「貨物自動車運送事業法第4条」・「貨物自動車運送業法施行規則第2条・第3条」に規定されています。

この手引は、令和2年3月1日以降、中国運輸局管内において許可申請する方用に作成したものととなります。

申請書作成にあたっての注意事項

○作成部数及び申請書の提出先等

- ①作成部数は3部(提出用2部、申請者控え用1部)
- ②提出先は、営業所の所在地を管轄する運輸支局です。
- ③提出部数は、2部(中国運輸局長及び運輸支局長分、1部は写で可)
※郵送の場合は、必要な切手を添付した返信用封筒を同封の上、送付して下さい。

○申請書様式

申請書は、A4判縦、横書、左とじ(袋とじ不可)として下さい。

○代理申請

代理申請をされる場合は、必ず委任状を添付して下さい。
なお、委任状には受任者の連絡先(電話及びFAX)を記載して下さい。

令和3年6月

中国運輸局自動車交通部貨物課

〒 730-8544

広島市中区上八丁堀6-30

電話番号 (082) 228-3438

< 申請書 >

1. 申請者の概要欄(申請書表紙)の記入について

(1) 申請者名・代表者名

法人の場合は商号(法人名)及びその代表者名(設立法人の場合は設立発起人等の氏名)を、個人の場合は氏名のみを記入して下さい。なお、氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。

フリガナを必ず記入して下さい。

(2) 申請者住所

既存法人の場合は登記簿謄本上の本店所在地を、設立法人の場合は定款上の本店所在地を、個人の場合は住民票上の住所を記入して下さい。

郵便番号、電話番号を忘れずに記入して下さい。

2. 事業計画の記入について

(1) 事業種別

計画している事業内容にそって、霊きゅう運送を行う場合は「霊きゅう」に、一般廃棄物の運送を行う場合は「一般廃棄物」に、営業所を島しょ(橋の架かっていない島)のみに設置する場合は「島しょ」に、それ以外は「一般」に○印をして下さい。

なお、「一般廃棄物」とした場合は、一般廃棄物の収集運搬に関する市町村からの「許可証」又は「業務委託契約書」の写し等参考となる資料を添付して下さい。

(2) 貨物自動車利用運送

「する」・「しない」のどちらかに○印をして下さい。

(3) 主たる事務所

主たる事務所の位置は、住所(法人にあつては登記上の本店所在地、個人にあつては住民票上の住所)と同一である必要はありません。

通常営業所が一ヶ所の場合は、主たる事務所と営業所は同一ですが、営業所とは別に運送事業の経営管理を行う場所がある場合は、その場所が主たる事務所の位置となります。

(4) 営業所

営業活動、輸送の安全を確保するための運行管理の拠点となります。

名称は一般的に営業所が一ヶ所であれば「本社」(個人の場合は「本店」)営業所と記入することとなります。

(5) 休憩・睡眠施設

原則として、営業所又は車庫に併設することが必要です。

収容能力は小数点以下第2位(第3位切捨)まで記入してください。

「休憩」「睡眠」「休憩睡眠」は、用途に応じていずれかを○で囲んでください。

(6) 自動車車庫

①原則として、営業所に併設することが必要ですが、併設できない場合、営業所と車庫の距離は直線距離で5km以内に設置しなければなりません。※施設案内図で施設間の距離を明示して下さい。

②計画する事業用自動車の全てが収容できなければなりません。

収容能力は区画ごとに分けて、小数点以下第2位(第3位切捨)まで記入してください。

※計画車両1台あたりの必要面積は下記の値を目安にして下さい。(あくまで参考値です。)

普通:38㎡ 小型:11㎡ 牽引:27㎡ 被牽引:36㎡

③道路幅員(車両制限令に適合する必要があります)

車庫前面道路については、道路幅員証明書を基に車道幅員を記入して下さい。(幅員が不足している場合は道路管理者から「通行可能である」かどうかの意見を付して下さい。)

(7) 事業用自動車の種別及び種別ごとの数

①種別とは「普通自動車」又は「霊きゅう自動車」の別をいい、霊きゅうの申請以外は普通自動車の欄に数を記入して下さい。

②普通自動車で、計画車両にけん引車、被けん引車を含む場合の最低車両台数の算定方法は、けん引車1両と被けん引車1両の一对を1両と算定します。

③車両の大きさ、構造等は輸送する貨物に対して適切なものであることが必要です。

④計画車両の自動車検査証(写)を提出して下さい。

なお、車両の使用権限については、自動車検査証に記載されている所有者であること、または、所有者から使用が認められることが確認出来るものである書類を提出して下さい。

(8)貨物自動車利用運送(事業計画で「する」に○印を付けた方)

①業務の範囲に○印をして下さい。

②営業所の名称及び位置(上記の営業所と同一場所でも可)

③保管施設の概要(必要とする場合のみ)

④利用する事業者の概要(運送を委託する一般貨物自動車運送事業者の名称及び住所)

※全ての事業者を記載。5社以上の場合は行を追加するか、別紙で作成願います。

※営業所2ヶ所以上で申請する等、この様式では書ききれない場合には、用紙を追加して下さい。

※許可申請書及び運輸開始届出書に記載された事業者の名称、所在地、代表者の氏名、連絡先、営業所の位置、営業所別配置車両数、運輸開始の日等の情報については、貨物自動車運送事業法の目的の範囲内で、社会保険等関係機関に提供する場合があります。

<様式1>

事業用自動車の運行管理及び整備管理の体制

1. 運行管理及び整備管理の体制

①運行管理の担当役員、点検及び整備管理の担当役員の氏名を記入してください。

運行管理者、整備管理者及び補助者を既に雇用または確保している場合は、その氏名を記入して下さい。

(運行時間等から、運行管理者のみで対応でき、補助者を選任しない場合は補助者欄は記入不要)

なお、運行管理者の補助者については、要件を満たしていることが必要です。(国土交通大臣が認定する独立行政法人自動車事故対策機構が行う基礎講習修了等)

※この指揮命令系統図は標準なケースを示していますので、申請者の事業運営の実状に合わせ変更して下さい。(別紙として添付可)

②担当常勤役員等、運行管理者、運行管理補助者、整備管理者、整備管理補助者、常時選任運転手、その他従業員の人数を記載するとともに、確保状況等を記載して下さい。なお、常時選任運転手については、その詳細を「別紙」に記入するとともに、すでに確保されている運転手の運転免許証(写)を添付して下さい。

運行管理者については、勤務時間、休日も記入して下さい。

法令試験受験予定者の氏名を記入して下さい。受験資格者については、公示(「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」)を確認して下さい。

③別紙には、運転者数を既に雇用している場合は確保人員欄に、採用予定の場合は確保予定人員欄にそれぞれ記入していただくとともに、運転手毎に拘束時間、運転時間等の計画を記入して下さい。

「拘束時間」とは、始業時間から終業時間までの時間で、労働時間と休憩時間(仮眠時間を含む。)の合計時間を言います。

「休憩時間」とは、勤務と次の勤務との時間で、睡眠時間を含む勤労者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間を言います。(1日のうち拘束時間を除いたもの)

④アルコール検知器の配備計画を機器のタイプ別に記入して下さい。

⑤日常点検の実施計画(場所及び実施者)を記入して下さい。

⑥営業所と車庫が併設していない場合は、その間の距離を記載するとともに、連絡方法(例:携帯電話・公衆電話等)及び対面点呼の実施方法について具体的に記入して下さい。

(営業所と車庫間の移動にあたっては、点呼を受けるまでは事業用自動車を使用することはできません。)

2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育及び事故処理の体制

①事故防止に関する指導教育方法及び計画

- ・定期的研修・講習会等の開催計画について□欄にレ印をし、有の場合は実施時期を記入して下さい。
- ・特定の運転者に対する特別な指導及び適正診断の受診の予定の有無の該当する□欄にレ印を記入して下さい。(対象となる運転者がいない場合は「該当無し」にレ印)

②過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

- ・定期的研修・講習会等の開催計画について□欄にレ印をし、有の場合は実施時期を記入して下さい。
- ・積載量確認方法について、□欄にレ印を記入して下さい。

③事故処理連絡体制について、運行管理者及び社長欄には事故発生時にすぐに連絡がとれる連絡先(電話番号)等を記入して下さい。

なお、標準なケースを示していますので、申請者の実状に見合うように変更して下さい。

3. 苦情処理については、苦情処理責任者・担当者名及び各役職等を記入して下さい。

4. 適用する運送約款の□欄にレ印を記入して下さい。

なお、④の場合は、運送約款の設定が必要です。許可後に運送約款の認可を受けて下さい。

< 様 式 2 >

1. 所要資金の見積りが適切なものであることが必要です。

- (1)人件費の「役員手当」については、法人の場合は運送事業にかかる部分の役員手当を、また個人の場合は申請者本人分を役員手当として記入することとして下さい。
- (2)法定福利費のうち、健康保険料率は都道府県毎に異なりますので、該当する料率を明細欄に記入の上、計算して下さい。

< 令和3年度健康保険料事業主負担率 >

鳥取県:49.85/1000(4.985%)	島根県:50.15/1000(5.015%)
岡山県:50.90/1000(5.090%)	広島県:50.20/1000(5.020%)
山口県:51.10/1000(5.110%)	

※健康保険料率については「全国健康保険協会」のHPも参照して下さい。

- (3)燃料油脂費及び車両修繕費(タイヤチューブ費を含む)及びその他費用の6ヶ月分を、それぞれの項目ごとに計上して下さい。
- (4)車両費については、車両購入の場合と自動車リースの場合の、2種類のケースがありますから、それぞれ項目を分けて計上して下さい。

①分割の場合は、頭金および1年分の割賦金。一括払いの場合は取得価格。ただし、既に所有者となっている車両については、取得価格から除くことができます。

なお、自動車検査証の所有者欄が自動車販売会社等になっている所有権を留保された車両であって割賦未払金のある場合は、車両費審査のため車両代の残債証明書、完済しているのであれば完済証明書等完済していることが確認出来る書類の添付が必要となります。

②リース契約の場合はリース料の1年分を計上して下さい。リース車両で、リース料に保険料・賦課税等が含まれている場合には、別途計上する必要はありません。

消費税は、購入・リースに係わらず自動車の保有に必要な額の合計を計上して下さい。

(5)営業所・車庫及び休憩・睡眠施設等の事業用施設に係る土地、建物の取得費等について

①分割の場合は、頭金および1年分の割賦金。一括払いの場合は取得価格。

②賃貸の場合は、賃借料の1年分。

(6)什器備品の取得価格については、事業開始のために新規に購入する什器備品の合計額を計上して下さい。

(7)自動車重量税、自動車税、環境性能割、自賠責保険及び任意保険については、それぞれ中表の「別掲の内訳」の合計額を計上して下さい(環境性能割は購入車両にかかるものです)。

なお、審査のため計画車両の諸元表(車検証の写し等)の添付が必要となります。

また、加入すべき任意保険は、生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者1名につき保険金

の限度額が無制限であるもの、財産の損害賠償に係るものについては一事故につき保険金の限度額が200万円以上であるものとなります。(ただし、貨物事業用自動車は101両以上の事業者を除く。)

※危険物の輸送に使用する事業用自動車については、当該輸送に対応するのに十分な損害賠償能力を有する適切な保険に加入するための保険料を加算して計上して下さい。

※自動車重量税、自動車税、自賠責保険及び任意保険は、全車両の1カ年分を計上して下さい。

2. 資金の調達方法及び調達資金の挙証欄は次により記入して下さい。

(1) 法人の場合

- ①添付した「申請日時点の残高証明書等」(14日以内に証明された残高証明書の原本提出又は申請日時点が記帳された預貯金通帳を原本提示のうえ写しを提出してもよい)により、預貯金額を記入して下さい。
- ②設立法人にあつては、設立時資本金額のみ自己資金となります。
- ③預貯金以外の流動資産を自己資金額に含める場合には、申請日時点での見込み貸借対照表を作成のうえ、その「預貯金」額(＝申請日時点の残高証明書等の額)及び「その他流動資産」額を記入して下さい。
なお、「その他流動資産」の全てを、自己資金額に含めることが出来ない場合があります。
- ④申請時に記載した自己資金の額が常時確保されていることを確認するため、処分までの適宜の時点での残高証明書等を提出することとなります。(残高証明書は原本提出。「適宜の時点」については別途ご連絡致しますが、その時点で預貯金額が所要資金の額を下回る場合には「常時確保されていない」こととなり、却下等となりますので注意して下さい。)

(2) 個人の場合

- ①添付した「申請日時点の残高証明書等」(残高証明書の原本提出又は申請日時点が記帳された預貯金通帳を原本提示のうえ写しを提出してもよい)により、預貯金額を記入して下さい。
- ②申請時に記載した自己資金の額が常時確保されていることを確認するため、処分までの適宜の時点での残高証明書等を提出することとなります。(残高証明書は原本提出。「適宜の時点」については別途ご連絡致しますが、その時点で預貯金額が所要資金の額を下回る場合には「常時確保されていない」こととなり、却下等となりますので注意して下さい。)

※個人での申請については同居の配偶者の残高証明を申請者分として合算することが出来ます。その場合も下記(3)にあるように、申請者・配偶者共に同一日となります。なお、同居の配偶者の確認は住民票等を提出頂き確認をさせていただきます。

(3) 残高証明書等について

金融機関の残高証明等がやむを得ず複数の金融機関或いは口座になる場合は、「同一日の残高」の残高証明書に限り認めることとします。(異なる日の残高を証明したものは無効)

設立法人の場合は、出資者個人の残高証明となります。

【お知らせ】 ～貨物自動車運送事業法令試験の実施について～

一般貨物自動車運送事業を行う方に対し、運送事業を営む上で必要となる関係法令の周知度を確保するために法令試験を実施しています。

法令試験の実施要綱については「公示」として示していますので、そちらを必ず確認して下さい。

なお、受験資格者は、許可後、運送事業に専従される役員となりますので、他業種と兼務されている受験予定者にあつては、受験資格者になり得ない場合がありますので、予めご相談願います。

法令試験は、原則として奇数月の第4水曜日に実施します。

受験にあたっての連絡事項については、後日、法令試験通知書を郵送致します。